

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第201号)

平成14年3月29日

横情審答申第201号

平成14年3月29日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条  
第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年11月6日中地福第90号及び中保護第45号による次の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

「行政文書の開示等の決定について（平成12年度中地福第62号・中保護第20号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「行政文書の開示等の決定について（平成12年度中地福第62号・中保護第20号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書の開示等の決定について（平成12年度中地福第62号・中保護第20号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年8月16日付で行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、次のアからキまでに掲げる行政文書の開示等の決定を行った起案文書であり、起案表紙、起案本文（以下「文書1」という。）、市長名の請求者あて決定通知書案（以下「文書2」という。）、請求人からの公文書公開請求書（以下「文書3」という。）、対象行政文書の非開示部分を明示した写し（以下のアからキまで）、決定の根拠条例及び対象公文書（行政文書）別処理一覧で構成されている。

ア 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する生活保護費支給証（以下「文書4」という。）

イ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する集合命令金額債権者表（以下「文書5」という。）

ウ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち法外旅費出納帳（以下「文書6」という。）

エ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、一時預り金出納調書（控）及び保管金出納調書（以下「文書7」という。）

オ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、預り金・保管金収支状況報告書

カ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、生活保護費一時預り金領収書（以下「文書8」という。）

キ 平成10,11年度の中福祉事務所が保管する相談受付順番表（以下「文書9」とい

う。)

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書の文書1のうち請求者氏名及び住所，文書2のうちあて名氏名，文書3のうち請求者住所，郵便番号，電話番号及び氏名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

イ 本件申立文書に添付された文書4から文書9までの非開示部分及び当該部分を非開示とした理由については，次の(ア)から(カ)までに掲げるとおりである。

(ア) 文書4について

文書4は，生活保護費を被保護者に支給する際，個人ごとに作成される個人単位の文書であって，記録されているケース番号，氏名，住所，届出印，支給年月日，支給額等は，被保護者の生活保護費受給についての個人に関する情報である。このため，仮に氏名を非開示として，その他の情報を開示すると，被保護者である特定の個人を識別することができるものであるため，文書全体が本号に該当する。

(イ) 文書5について

文書5に記録されている生活保護受給者の整理番号，ケース番号，氏名，支給（領収）金額，内訳，住所，領収年月日及び領収印押印については，被保護者の生活保護費受給に関する情報であり，すべて個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため，本号に該当する。

(ウ) 文書6について

文書6のうち，交通費の貸付を受けた個人の氏名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため，本号に該当する。

(エ) 文書7について

文書7は，個人ごとに作成される文書であって，記録されているケース番号，被保護者の氏名，保管開始日，取扱い年月日，預入れ額，払出し額，残額等については，すべて被保護者の生活保護費に関する情報であり，全体として個人に関する情報が記録されている。このため，仮に氏名を非開示として，その他の情報を開示すると，被保護者である特定の個人を識別することができるものであるため，文書全体が本号に該当する。

(オ) 文書8について

文書8は，生活保護費の代理受領分を被保護者に支給する際，被保護者個人ごとに作成される個人単位の文書であり，全体として個人に関する文書であって，被保護者の生活保護費受給についての個人に関する情報が記録されている。このため，仮に氏名を非開示として，その他の情報を開示すると，被保護者である特定の個人を識別することができるものであるため，文書全体が本号に該当する。

(カ) 文書9について

文書9に記録されている事項は、相談者の生活保護相談や法外援助相談に関する情報であり、これらの情報からは、誰が、いつ、何の目的で福祉事務所に相談に来所したのかが判別できる。このため、仮に氏名を非開示として、その他の情報を開示すると、被保護者である特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当する。

#### 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、本行政文書の公開（閲覧・交付）を依然として行わない。
- (2) 生活保護費支給証は、生活保護費受給者が持参しているもので、実施機関が持参・保管していることは違法・不当なものである。
- (3) 諾否決定に際して、実施機関は、関係者に通知していない。
- (4) 公金の適正な執行を確認するため公文書の公開を請求したもので、不必要な非公開処分は市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。
- (5) 関係者の財産権が侵害されるおそれはない。
- (6) 条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、実施機関の主張は、市民を不当に疑うものである。
- (7) 生活保護費及び被保護者数並びにその実施事実を確認するため、被保護者名及びケース番号を除き、本件申立文書を開示すべきである。
- (8) 生活保護費及び被保護者数並びにその実施事実を確認するため、本件申立文書を開示すべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件申立人が平成11年11月29日に行った「平成10年度、11年度の中福祉事務所所管の生活保護費支給証、法外援護費貸付金調書、法外旅費出納帳、一時預かり金出納調書（控）、保管金出納調書、預り金・保管金収支状況報告書、生活保護費一時預り金領収書及び相談受付順番表」の開示請求に対して、実施機関が開示決定等を行った起案文書であり、起案表紙、起案本文、横浜市長から請求者あての決定通知書案、請求者からの公文書公開請求書、対象行政文書の非開示部分を明示した写し、決定の根拠条例が記録されている横浜市報の写し及び対象公文書別処理一覧で

構成されていることが認められる。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1から文書3まで及び文書6を一部開示とし、また、文書4、文書5及び文書7から文書9までを非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1に記録されている請求者氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

エ 文書2に記録されているあて名氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

オ 文書3に記録されている請求者住所、郵便番号、電話番号及び氏名は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

カ 文書4は、横浜市生活保護費支給事務取扱規則（昭和29年9月横浜市規則第50号）により、生活保護費を被保護者に支給する際に交付しなければならない、個人ごとに作成される個人単位の文書で、特に窓口払いで生活保護費の支給を受ける場合には、必須の書類であるとともに、受給者が生活保護受給中であることを証明するものであり、ケース番号、氏名、住所、届出印、支給年月日、支給額等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書4に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

キ 文書5は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「会計規則」という。）第116条第1項及び第2項で、2人以上の債権者又は2以上の債務を併せて支出命令書を発行する場合に添付しなければならないと

されているもので、整理番号、ケース番号、氏名、領収印押印欄、領収年月日、領収金額、内訳、住所、領収金額及び内訳の小計・合計欄があり、生活保護費の支給方法が窓口払・現金送金の場合には、領収書押印欄に押印された領収印をもって、会計規則第138条で定める領収書に代えていることが認められる。

また、領収金額の内訳には、生活扶助の種類ごとに給付金額が記録されており、特定個人に関する生活保護費の内容を具体的に把握することができる情報であり、さらに、当該個人に関する情報が支給日ごと、ケース番号順など一定の規則性のもとに記録されていることが認められる。

したがって、文書5は、個人の生活保護費の支給に関する情報が一定の規則性のもとに記録されている集合票であり、記載順や給付内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

ク 文書6は、中福祉事務所に生活の援護を求めて来所した者に対し、求職、就職及び帰宅等に必要最小限度の交通費を貸付けた際の、個人別の入出金の状況が記録された文書で、日付、貸付・返済の別、氏名、返済の場合の貸付日、収入額、支出額、差引残高が記録されており、課長・係長・担当者の確認印が押印されている。

文書6は、交通費を複数の個人に貸し付けた際の情報が記録されている集合票であるが、日付ごとの規則性以外になんら規則性がないため、直接個人が識別される情報を除けば、その余の部分にはもはや個人識別性はない。

したがって、文書6に記録されている情報のうち、実施機関が非開示とした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

ケ 文書7のうち一時預り金出納調書(控)は、金銭管理の難しい被保護者からの依頼に基づき、被保護者に支給された生活保護費の一部を福祉事務所が預かり管理している現金の出入庫の状況が記録されたものであり、また、保管金出納調書は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条による返還金、同法第78条による徴収金、戻入金等の出入庫の状況が記録されており、いずれも被保護者個人ごとに作成される帳票であり、ケース番号、世帯主氏名、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書7に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人の預り金や保管金の状況に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、

あたかも患者のカルテと同様に，文書に記録されている情報自体が，個人のプライバシーに関する情報であって，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

コ 文書 8 は，やむを得ない理由により，地域福祉課担当係長が代理受領した生活保護費を被保護者が受領した際の被保護者からの領収書で，被保護者個人ごとに作成される文書であり，ケース番号，氏名，住所，領収金額，領収年月日，領収印等の情報が記録されていることが認められる。

したがって，文書 8 に記録されている情報は，いずれも個人の生活保護費の受領に関する情報であって，特定の個人を識別することができるか，又は，特定の個人を識別することができないとしても，当該情報は，あたかも患者のカルテと同様に，文書に記録されている情報自体が，個人のプライバシーに関する情報であって，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

サ 文書 9 は，福祉事務所に生活保護関連の相談に来所した者が混乱することなく，相談が受けられるよう当該文書に来所者の氏名を自署させ，面接終了後に面接相談員が相談結果を記録する文書で，相談者氏名，面接担当者名，医療機関名，パン券・宿泊券の交付結果，旅費の援護等の情報が記録されていることが認められる。

したがって，文書 9 は，個人の生活保護の相談に関する情報が記録されている集合票であり，記載順や給付内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

シ なお，申立人は，条例第 4 条を根拠に非開示が不当であると主張しているが，条例第 4 条は，利用者の一般的な責務を定めた規定であって，当該規定をもって，条例第 7 条各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり，このような主張には理由がない。

### (3) 結 論

以上のとおり，本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分は，いずれも条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し，開示しないことができるものであることから，実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成12年11月6日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・諮問の説明 ・審議
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・諮問の説明
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・審議
平成13年1月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・審議
平成13年5月18日 (第5回審査会部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成14年1月18日 (第14回審査会部会)	・審議
平成14年3月1日 (第16回審査会部会)	・審議